

小田原市斎場整備運営事業

事業者選定基準

平成 27 年 10 月

小田原市

【 目 次 】

1	審査方式	1
2	審査の流れ	2
3	参加資格審査	3
4	提案審査	3
	(1) 形式確認	3
	(2) 総合評価	3
5	優先交渉権者の決定等.....	8

1 審査方式

本事業者選定基準は、小田原市（以下「市」という。）が、小田原市斎場整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施し、市との間で基本協定を締結する民間事業者（以下「選定事業者」という。）を決定するにあたり、小田原市斎場整備運営事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、本事業への参加を希望する民間事業者（以下「応募者」という。）の提案を審査する基準であり、募集要項と一体のものである。

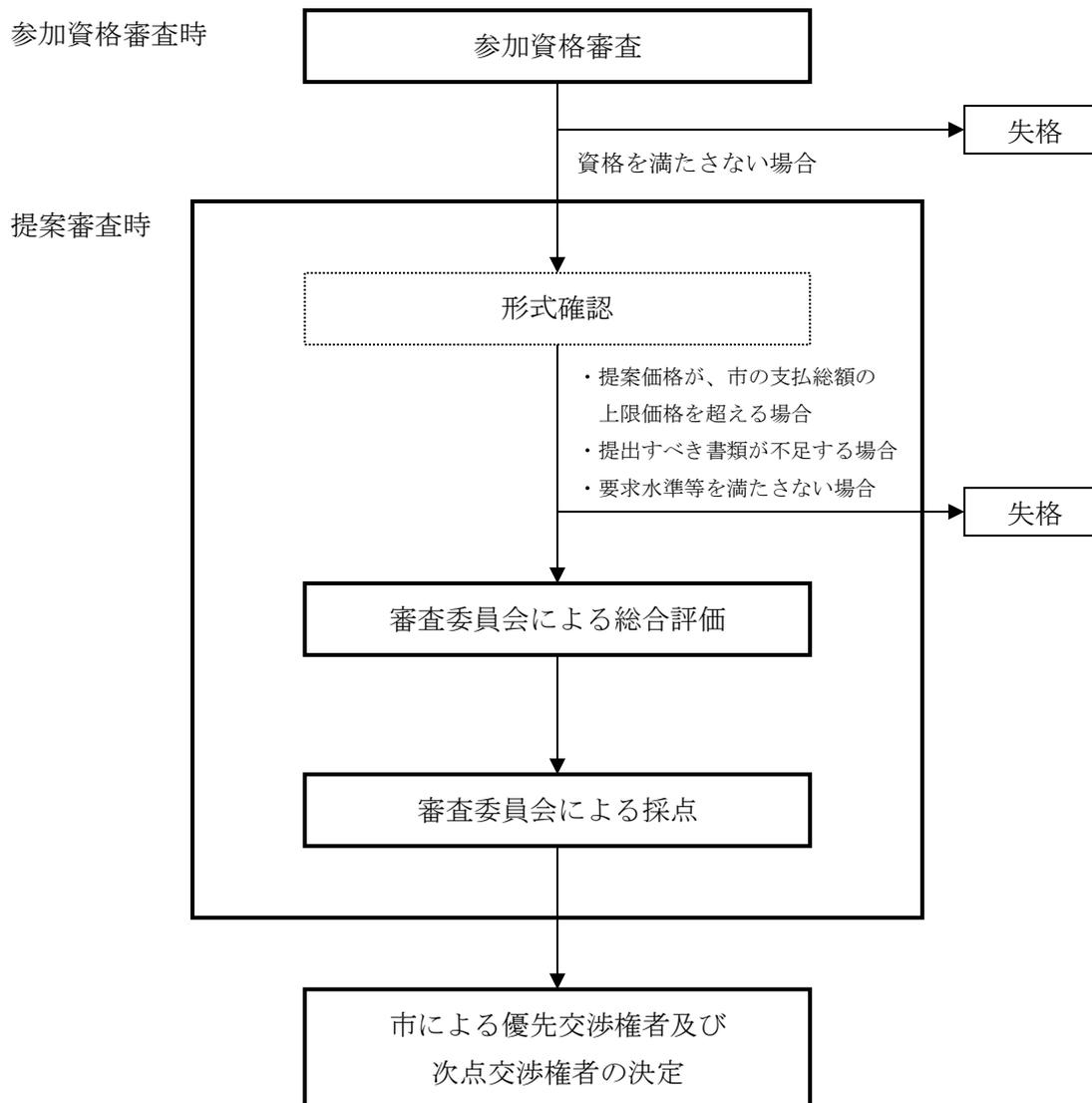
選定事業者の決定にあたっては公募型プロポーザル方式を採用し、応募者からの提案を総合的に評価するものとする。

2 審査の流れ

審査は、参加資格審査及び提案審査の2段階に分けて実施する。

なお、審査の手順等については、次のとおりとする。

【事業者選定フロー】



3 参加資格審査

市は、応募者からの参加表明書と同時に提出される、参加資格審査申請に係る書類に基づき、応募者が募集要項に示す参加資格要件を全て満たしているか確認を行う。

また、市は、参加資格審査結果通知書を、参加資格審査申請を行った応募者の代表企業に対して送付する。

4 提案審査

審査委員会は、以下の手順により、応募者の提案書について総合的に審査を行う。

(1) 形式確認

ア 提出書類確認

提出された資料が全て揃っていることを確認する。資料が不足している場合は失格とする。

イ 必須項目確認

① 提案価格の確認

提案書に記載された全ての提案価格の総額が上限価格以下であることを確認し、上限価格を超える場合は失格とする。

市の支払い価格総額の上限価格（現在価値換算前）	5,860,887千円
-------------------------	-------------

※取引に係る消費税及び地方消費税を含まない金額とする。

② 要求水準の確認

応募者の提案内容が、全ての要求水準を満たしていることを確認する。要求水準を充足しない提案は失格とする。

(2) 総合評価

審査委員会において、提案書に基づき、計画に対する評価及び価格評価を行う。

そのうえで、上位の応募者 2 者を、点数が高い順に、優先交渉権者及び次点交渉権者とする。

ア 審査における配点

審査における配点は、以下のとおりとする。

【評価項目及び配点】

評 価 項 目	配 点
計画に対する評価	70点
①全体計画	10点
②施設計画	30点
③維持管理運営計画	20点
④事業計画	10点
価格評価	30点
総 合 審 査 合 計	100点

イ 評価項目及び得点の決定方法

① 計画に対する評価（70点）

（ア）評価方針

各項目のうち、施設計画については、市民に長期にわたり利用されることを踏まえ、優れた空間構成及び配置計画となっていることを高く評価する。

また、運営計画については、市民が継続的に質の高いサービスを受けられる計画となっていることを高く評価する。

（イ）評価項目

評価項目は、以下のとおりとする。

【評価項目、主な評価ポイント等】

評価項目		主な評価ポイント	対応様式	配点
全体計画	事業コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ・市が掲げる基本コンセプトと合致しているか ・施設整備、運営及び事業の各計画と整合、連動したコンセプトとなっているか ・社会情勢の変化への対応の考え方が的確に示されているか（火葬件数の将来見通し、火葬風習の変化等） ・各段階における業務実施体制は適切であるか 	様式13	10
	SPCのマネジメント方策	<ul style="list-style-type: none"> ・SPCのマネジメント方策は、本事業の内容に照らして適切であるか（市が掲げるコンセプトの実現を踏まえた、パートナーシップの実現に資する考え方であることを高く評価する） ・経営責任者の資質は十分であるか ・代表企業及び各構成員の出資構成は、SPCの意思決定構造に照らして妥当であるか ・株主間協定の内容は、具体性、妥当性、実効性等を備えたものであるか ・財務管理方針の内容は、具体性、妥当性、実効性等を備えたものであるか ・代表企業及び各構成員による業務遂行の確実性が期待できるか ・構成員が欠けた場合も事業の継続性が図られる体制が具体的に提案されているか 	様式14	
施設計画	配置計画	<ul style="list-style-type: none"> ・葬送の流れに適した効率的な動線計画となっているか ・高齢者や身体の不自由な方に配慮した動線計画となっているか ・来退場の車が交錯しないよう動線が工夫されているか ・周囲の環境や景観に調和した施設計画となっているか ・新斎場整備期間及び現斎場の撤去期間中、現斎場の利用者に対する安全の確保が十分なされているか ・土の搬出入を最小限に抑える方策が具体的であるか 	様式15	

	<p>建築計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遺族数に対して各スペースの規模想定は妥当であるか ・告別－炉前－待合－収骨の流れに適した空間配置となっているか ・葬列同士や利用者動線とサービス動線が交錯しないよう、施設内の動線が工夫されているか ・特定の様式に偏らない、普遍性と品格を備えた意匠が採用されているか ・利用者の心情に配慮した空間の工夫がなされているか（空間の広さ、素材、採光、景観など） ・待合室等のしつらえが地元の葬祭の風習に即しているか ・環境配慮の方策に具体性、実現性が見られるか ・長寿命化やライフサイクルコスト削減の方策に具体性、実現性が見られるか ・建築計画において、施設が可能な限りコンパクトで効率的な施設となっているか 	<p>様式16</p>	<p>30</p>
	<p>設備計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬炉設備は環境に配慮した最新の技術のものであり、火葬需要の変化に十分対応できる施設であるか ・排ガス等の基準の遵守が確実であるか ・省エネルギーへの配慮が十分であるか ・非常時の耐久性、運転の安定性が十分であるか ・将来の更新への配慮、維持管理の効率性への配慮がされているか ・建築計画との整合性が十分に配慮された寸法・形状の炉設備が採用されているか 	<p>様式17</p>	
	<p>施工及び工事監理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施工の方針において、周辺地域への配慮、工期の短縮、安全確保への配慮等が十分であるか ・工事監理の方針において、工事の品質管理及び安全管理への配慮等が十分であるか ・スケジュールの適正化が図られているか 	<p>様式18</p>	

維持管理 運営計画	火葬場の運営計画	<ul style="list-style-type: none"> ・タイムテーブルの効率化が図られているか ・ピーク時間帯の受付可能件数の向上が図られているか ・利用者受付の手順は適切であるか ・セルフモニタリング及びこれに基づく質の向上に関する取り組みが具体的であるか ・遺族及び会葬者への配慮が十分なされているか ・大規模災害発生時の非常時への対応を含めた危機管理の方針が適切であるか ・事業期間終了後の円滑な業務引継ぎの方策が的確に示されているか 	様式19	20
	維持管理計画	<ul style="list-style-type: none"> ・予防保全の考え方が適切であるか ・ライフサイクルコスト削減への配慮が十分になされているか ・セルフモニタリング及びこれに基づく質の向上に関する取り組みが具体的であるか ・事業期間終了後の円滑な業務引継ぎの方策が示されているか ・事業期間終了後の施設の保全状態に対する配慮がなされているか ・災害発生時を含め、省エネ、創エネ、蓄エネの観点から斎場全体のエネルギーマネジメントについて具体的に示されているか 	様式20	
事業計画	リスク管理方策	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の主要なリスクの想定及び、リスク対応策の考え方が適切であるか 	様式21	10
	地元経済への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・地元からの人材雇用、調達等の方策が具体的であり、効果を期待できるものとなっているか 		

(ウ) 得点の決定方法

審査委員会において、提案書に記載された内容に基づき、募集要項に規定するヒアリングの結果等も踏まえ、(イ)の項目について総合的に評価し、各項目について絶対評価により以下の5段階の評価を実施し、平均化したもの（小数点第3位は四捨五入する）を加点する。

評価	評価内容	採点の算出方法
A	非常に高い効果が期待できる	配点×100%
B	十分に高い効果が期待できる	配点×75%
C	高い効果が期待できる	配点×50%
D	効果が期待できる	配点×25%
E	普通（要求水準程度）	配点×0%

② 価格評価（30点）

審査項目のうち、提案価格に関する事項については、次の算定式により得点化する。

$$\text{提案価格に関する事項の得点} = 30\text{点} \times \frac{\text{最も少ない提案価格}}{\text{当該応募者の提案価格}}$$

（小数点第3位は四捨五入する）

（提案価格の最も少ない応募者に30点を付与する）

5 優先交渉権者の決定等

市は、審査委員会における審査の結果を踏まえて、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定し、その旨を市のホームページへの公表その他適宜の方法により明らかにする。

また、市は、審査委員会における審査終了後、審査委員会の意見を集約・明確化する。係る意見は、市と選定事業者が設立する SPC との事業契約の締結にあたって尊重すべき事項として取り扱う。

以 上